

# UBS 豪ドル・ボンド・インカム

---

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型(豪ドル建て)

## 運用報告書 (全体版)

### 作成対象期間 第7期

(自 2016年 3月 1日)  
(至 2017年 2月 28日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

## 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第7期の決算を行いました。

ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得をめざすことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

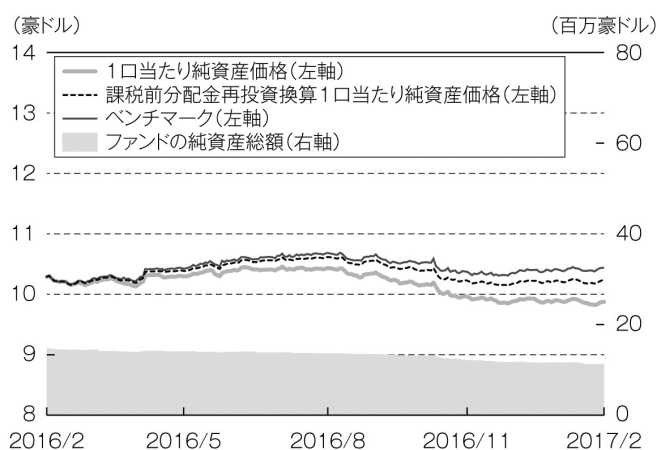
ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、2010年8月4日より運用を開始し、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、2020年7月31日に終了します。ただし、有価証券報告書に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除きます。
運用方針	ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにあります。
主要投資対象	主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ABS（アセット・バック証券）およびMBS（モーゲージ証券）を含みます。）に分散投資を行います。
ファンドの運用方法	管理会社と投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結している副管理会社は、改訂・再録基本投資運用契約を締結し、投資運用会社にファンドの投資運用を委託しています。 債券運用の戦略策定は、ファンダメンタルズに基づく債券価格のバリュエーションとそれに影響を及ぼすマクロ経済動向の分析、また、ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・アナリストによる業種別ファンダメンタルズ分析から成るトップダウン・アプローチと、クレジット・アナリストによる個別銘柄リサーチのボトムアップ・アプローチの融合です。これらの情報を基にポートフォリオ・マネジャーが定性判断を加えて、戦略を策定します。 定量分析、クレジット・リサーチ、ポートフォリオ・マネジャーの定性判断を組み合わせたチーム・アプローチをとっていますが、オーストラリア債券チーム・ヘッドが債券戦略にわたる全責任を負っています。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"><li>● ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。</li><li>● 借入れは、原則として、一時的なものに限り、また借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。</li><li>● ファンドは、原則として、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行いません。</li><li>● 同一発行体の有価証券へのファンドの投資総額が、その取得時においてファンドの純資産総額の10%を超える場合、原則として、当該発行体の発行する有価証券に投資することができません。</li><li>● 原則として、同一発行体の発行済債務証券の10%を超えてファンドの資産を投資することができません。</li><li>● デリバティブへの投資（買い持ちと売り持ちのネット合計）は、ファンドの純資産総額の最大50%までに制限されます。</li></ul>
分配方針	クラスA受益証券につき、管理会社は、その裁量により、投資純益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資産から、毎月18日（または、当該日が営業日でない場合は翌営業日）に分配を宣言することができます。

## I. 運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について

##### クラスA受益証券



第6期末の1口当たり純資産価格	10.29豪ドル
第7期末の1口当たり純資産価格	9.87豪ドル
第7期中の1口当たり分配金合計額	0.360豪ドル
騰落率	-0.58%

\* 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

\* 1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。

\* 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

\* 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格およびベンチマークは、第6期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

\* グラフ中の純資産総額は、ファンドの純資産総額を表示しています。

\* ファンドは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（Bloomberg AusBond Composite0+ Yr Index）をベンチマークとしますが、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、必ずしもベンチマークに関連して推移するものではなく、ファンドの騰落率がベンチマークの騰落率と関連することは保証されません。以下同じです。

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期中のクラスA受益証券の騰落率は-0.58%となり、ベンチマーク（+1.43%）を2.01%下回りました。

当期を通じてイールドカーブの平坦化を見込んだポジションを維持したことは概ねパフォーマンスにプラスとなりましたが、2016年8月から9月に世界的に金利が急上昇した局面においては、イールドカーブを平坦化していた戦略はマイナスとなりました。また、個別銘柄選択はプラス要因となりました。また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことも、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

#### ■ ベンチマークについて

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、オーストラリアの債券市場を全体的に反映する指数として広く使用されています。

## ■分配金について

当期（2016年3月1日～2017年2月28日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<クラスA受益証券>

（金額：豪ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む 1口当たり純資産価格の 変動額 <sup>(注2)</sup>
2016年3月18日	10.18	0.030 (0.29%)	-0.01
2016年4月18日	10.18	0.030 (0.29%)	0.03
2016年5月18日	10.29	0.030 (0.29%)	0.14
2016年6月20日	10.33	0.030 (0.29%)	0.07
2016年7月19日	10.40	0.030 (0.29%)	0.10
2016年8月18日	10.41	0.030 (0.29%)	0.04
2016年9月20日	10.28	0.030 (0.29%)	-0.10
2016年10月18日	10.18	0.030 (0.29%)	-0.07
2016年11月18日	9.98	0.030 (0.30%)	-0.17
2016年12月19日	9.86	0.030 (0.30%)	-0.09
2017年1月18日	9.90	0.030 (0.30%)	0.07
2017年2月20日	9.83	0.030 (0.30%)	-0.04

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率 (\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3) 2016年3月18日の直前の分配落日（2016年2月18日）における1口当たり純資産価格は、10.22豪ドルでした。

## ■投資環境について

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期初は豪州の貿易やGDP成長率の堅調さを背景に金利は上昇し、債券市場は下落して始まったものの、4月下旬に消費者物価指数（CPI）の予想外の低下により豪州中央銀行（RBA）による利下げ観測が高まり、金利は急低下し、債券市場は大きく上昇しました。5月に入り予想通り利下げが行われたものの、RBAの金融政策報告でインフレ見通しが引き下げられたことから、更なる利下げが意識され、豪州債券価格は続伸しました。その後も6月後半に行われる英国のEU離脱の是非を問う国民投票を控え不透明感から金利は低下傾向となり、選挙後も離脱に関する不透明感の高まりや豪州の4月から6月期のCPIの鈍化を受けた利下げ観測の高まりが金利の下押し圧力となったことから、豪州債券価格は7月末まで概ね上昇する展開となりました。9月に入り、米連邦準備制度理事会（FRB）による年内利上げ観測やRBAが金融政策決定会合で利下げを示唆しなかったことなどから世界的に金利が上昇し、豪州債券価格は下落しました。その後、米国での利上げの見送りやドイツ銀行の経営不安に対する懸念などを受けて、一時金利は低下したものの、米国の好調な景気や原油価格の上昇などを受け、再び金利は上昇基調となり、豪州債券価格は下落しました。11月に入り、米国の大統領選挙においてトランプ氏が勝利したことで金利が一時急低下したものの、トランプ氏の政策期待や米国の利上げ観測を背景に豪州の金利は大きく上昇することとなり、豪州債券価格は下落しました。その後もトランプ氏の拡張的な財政出動への期待などからリスク志向が高まり、世界的に金利上昇が進む中、豪州債券価格は年末まで概ね下落する展開となりました。2017年に入り、新政権に対する政策実行力に対する懐疑的な見方が広がり、米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録でハト派的な内容が確認されると金利は低下基調となり、豪州債券価格は上昇しました。その後は豪州の経済指標の内容において好不調の指標が混在したことや、米国の金融政策の方向性などを背景に豪州債券価格は一進一退の展開が続き、結局前期末比で、豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## ■ポートフォリオについて

### 2016年3月1日～2016年3月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し小幅に長期化し、イールドカーブの平坦化を見込んだポジションを取りました。リスク資産が大幅に回復したことで豪州債券の利回りが上昇し、リターンに対する3月のデュレーション戦略はマイナス要因となりました。一方、イールドカーブ戦略については世界的な情勢を受けイールドカーブが平坦化したことからプラス寄与となり、銘柄選択もプラスとなりました。

### 2016年4月1日～2016年6月30日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としていましたが、5月に消費者物価指数（CPI）の低迷を受けて金利が低下したことから、利益確定を行いました。その後、豪州債券市場の上昇が続き、行き過ぎとの判断からデュレーションを短期化したものの、6月末にかけて短期化した戦略を解消しました。イールドカーブは平坦化を見込んだポジションを取り小幅なプラス寄与となりました。

### 2016年7月1日～2016年9月30日

ファンドは、イールドカーブの平坦化を見込んだ戦略としましたが、リターンに対しマイナス要因となりました。デュレーション戦略については、ベンチマークに対するニュートラルが小幅にマイナス要因となりました。また、社債のオーバーウェイトがリターンにプラス寄与しました。

#### 2016年10月1日～2016年12月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対しニュートラルとしましたが、10月に豪州債券が下落したため、長期化しました。その後、11月の米大統領選終了直後に、豪州債券価格が値上がりしたことから利益確定を行いました。12月にデュレーションを長期化し、この戦略はリターンに対し小幅にマイナスとなりました。10月から12月までのデュレーション戦略は、リターンに僅かにプラス寄与となりました。イールドカーブは傾斜化を見込んだ戦略としましたが、米国選挙の結果を受けてイールドカーブが傾斜化したことから利益確定を行いました。

また、社債のオーバーウェイトと州政府債のアンダーウェイトがリターンに対しプラス寄与となりました。

#### 2017年1月1日～2017年1月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としました。1月末にかけて豪州債券価格が上昇したためリターンに対しプラスに寄与しました。イールドカーブ戦略においては平坦化を見込んだ戦略としていましたが、リターンに対する寄与は概ねフラットとなりました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウェイトがプラス寄与となりました。

#### 2017年2月1日～2017年2月28日

ファンドは、デュレーション戦略の長期化を維持しました。2月中、金利がやや上昇したことからリターンのマイナス要因となりました。イールドカーブ戦略においては平坦化を見込んだ戦略としていましたが、リターンに対する寄与は概ねフラットとなりました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウェイトがプラス寄与となりました。

### ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

### ■今後の運用方針

ファンドは、2017年8月25日付で早期償還されました。

## (2) 費用の明細

項目		項目の概要	
運用管理費用		クラスA受益証券の純資産総額の年率 1.185% (ただし、最低年間報酬が適用される場合があります。)	
内訳	管理報酬 (副管理報酬を含みます。)、 保管報酬および管理 事務代行報酬	合計でクラスA受益証券の純資産総額 の年率0.10% (四半期毎に後払い)	管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての 業務の対価として、管理会社に支払われます。保 管報酬は、信託証書に定める保管会社としての業 務の対価として、保管会社に支払われます。管理 事務代行報酬は、信託証書に定める管理事務代 行会社としての業務の対価として、管理事務代 行会社に支払われます。
	受託報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.01% (四半期毎に後払い) ただし、ファンドに関する最低年間受 託報酬を10,000米ドルとします。	受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての 業務の対価として、受託会社に支払われます。
	投資運用報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.475% (四半期毎に後払い)	投資運用報酬は、関連するファンドのポートフォ リオの投資運用、資産の投資および再投資の管理 業務等の対価として、投資運用会社に支払われ ます。
	販売報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.50% (四半期毎に後払い)	販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求 を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販 売会社に支払われます。
	代行協会員報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.10% (四半期毎に後払い)	代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の 公表を行い、またファンド証券に関する目論見 書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付す る等の業務の対価として、代行協会員に支払われ ます。
その他の費用 (当期)		1.33%	副保管報酬、専門家報酬、CIMA関連年次費 用、先物手数料等

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## II. 直近10期の運用実績

### (1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第7会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年2月末日)	34,130,519.13	2,941,368,139	クラスA受益証券 9.95 クラスS受益証券 10.20	857 879
第2会計年度末 (2012年2月末日)	30,557,274.98	2,633,425,958	クラスA受益証券 10.21 クラスS受益証券 11.06	880 953
第3会計年度末 (2013年2月末日)	50,164,930.75	4,323,213,732	クラスA受益証券 10.47 クラスT受益証券 10.27	902 885
第4会計年度末 (2014年2月末日)	27,808,489.65	2,396,535,638	クラスA受益証券 10.19 クラスT受益証券 10.58	878 912
第5会計年度末 (2015年2月末日)	22,706,822.12	1,956,873,930	クラスA受益証券 10.54 クラスT受益証券 11.46	908 988
第6会計年度末 (2016年2月末日)	14,699,964.56	1,266,842,946	クラスA受益証券 10.29 クラスT受益証券 11.68	887 1,007
第7会計年度末 (2017年2月末日)	11,282,610.44	972,335,368	クラスA受益証券 9.87 クラスT受益証券 11.70	851 1,008
2016年3月末日	14,469,384.53	1,246,971,559	クラスA受益証券 10.22 クラスT受益証券 11.64	881 1,003
4月末日	14,020,699.07	1,208,303,846	クラスA受益証券 10.19 クラスT受益証券 11.65	878 1,004
5月末日	14,065,479.86	1,212,163,054	クラスA受益証券 10.29 クラスT受益証券 11.81	887 1,018
6月末日	13,958,691.14	1,202,960,002	クラスA受益証券 10.39 クラスT受益証券 11.96	895 1,031
7月末日	13,854,065.24	1,193,943,342	クラスA受益証券 10.43 クラスT受益証券 12.05	899 1,038
8月末日	13,644,274.44	1,175,863,571	クラスA受益証券 10.43 クラスT受益証券 12.10	899 1,043
9月末日	13,494,187.48	1,162,929,077	クラスA受益証券 10.36 クラスT受益証券 12.05	893 1,038
10月末日	13,085,704.17	1,127,725,985	クラスA受益証券 10.15 クラスT受益証券 11.86	875 1,022
11月末日	12,158,905.42	1,047,854,469	クラスA受益証券 9.96 クラスT受益証券 11.67	858 1,006
12月末日	11,724,111.38	1,010,383,919	クラスA受益証券 9.88 クラスT受益証券 11.62	851 1,001
2017年1月末日	11,628,412.87	1,002,136,621	クラスA受益証券 9.90 クラスT受益証券 11.69	853 1,007
2月末日	11,282,610.44	972,335,368	クラスA受益証券 9.87 クラスT受益証券 11.70	851 1,008

(注1) クラスT受益証券は、2012年8月3日から運用を開始しました。

(注2) クラスS受益証券はすべて、2012年8月30日に、1口当たり11.76豪ドルで買い戻されました。

(注3) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=86.18円)によります。以下同じです。



## (2) 分配の推移

下記会計年度中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

### クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	0.210	18.10
第2会計年度	0.504	43.43
第3会計年度	0.504	43.43
第4会計年度	0.504	43.43
第5会計年度	0.408	35.16
第6会計年度	0.360	31.02
第7会計年度	0.360	31.02

(注) ファンドの受益証券は、クラスA受益証券、クラスS受益証券およびクラスT受益証券の3種類ですが、日本国内においては、クラスA受益証券のみが販売されています。以下同じです。

### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

なお、括弧内の数値は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

#### クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,178,143 (1,178,143)	2,100 (2,100)	1,176,043 (1,176,043)
第2会計年度	884,931 (884,931)	551,492 (551,492)	1,509,482 (1,509,482)
第3会計年度	1,083,600 (1,083,600)	1,249,283 (1,249,283)	1,343,799 (1,343,799)
第4会計年度	52,208 (52,208)	587,802 (587,802)	808,205 (808,205)
第5会計年度	128,149 (128,149)	251,979 (251,979)	684,375 (684,375)
第6会計年度	0 (0)	307,202 (307,202)	377,173 (377,173)
第7会計年度	580 (580)	78,090 (78,090)	299,663 (299,663)

### Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=86.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## 独立監査人の監査報告書

UBS 豪ドル・ボンド・インカムの受託会社としての  
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）の2017年2月28日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な内容を公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2017年2月28日現在の資産負債計算書
- ・2017年2月28日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### 強調事項

財務書類に対する注記18に記載されるとおり、受託会社および管理会社による2017年7月19日付の書面決議に従って、2017年8月25日にファンドを解散することが決定された。監査意見は、IESBA規定に従って修正されていない。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

#### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2017年7月27日



## ***Independent Auditor's Report***

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

---

### **Our opinion**

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of UBS AUD Bond Income (the Trust) as at February 28, 2017, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

### **What we have audited**

The Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at February 28, 2017;
- the schedule of investments as at February 28, 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### **Independence**

We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

---

### **Emphasis of Matter**

We draw attention to Note 18 to the financial statements, which states that following a joint written resolution of the Trustee and the Manager dated July 19, 2017, it was decided to dissolve the Trust on August 25, 2017. Our opinion is not modified in respect of this matter.

---

### **Other Information**

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

---

*PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky*



### **Independent Auditor's Report (continued)**

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

In connection with our audit of the Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.





**Independent Auditor's Report (continued)**

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

---

**Other Matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in black ink that reads 'PricewaterhouseCoopers' in a cursive script.

July 27, 2017

## (1) 貸借対照表

UBS 豪ドル・ボンド・インカム  
資産負債計算書  
2017年2月28日現在  
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
<b>資産</b>		
投資有価証券時価評価額 (注2, 3) (取得原価: 9,724,017.80豪ドル)	9,987,175.22	860,695
現金および現金等価物 (注2)	1,262,760.78	108,825
ブローカー保有現金 (注2)	60,853.14	5,244
未収利息	107,304.79	9,248
先物契約にかかる未実現評価益 (注2, 3, 15)	25,149.46	2,167
資産合計	11,443,243.39	986,179
<b>負債</b>		
未払債務 (注5)	(58,113.28)	(5,008)
投資有価証券購入未払金	(102,470.00)	(8,831)
為替予約契約にかかる未実現評価損 (注2, 3, 16)	(2.63)	(0)
先物契約にかかる未実現評価損 (注2, 3, 15)	(47.04)	(4)
負債合計	(160,632.95)	(13,843)
<b>純資産合計</b>	11,282,610.44	972,335
<b>純資産の内訳</b>		
受益者資本	4,921,818.75	424,162
分配可能利益	6,360,791.69	548,173
<b>発行済受益証券口数</b>		
クラスA受益証券	299,663.00	
クラスT受益証券	711,490.00	
<b>受益証券1口当たり純資産価格 (注13)</b>		
クラスA受益証券	9.87	851円
クラスT受益証券	11.70	1,008円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## (2) 損益計算書

## UBS 豪ドル・ボンド・インカム

## 運用および純資産変動計算書

2017年2月28日終了年度

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
期首現在純資産	14,699,964.56	1,266,843
<b>投資収益</b>		
債券収益	598,202.08	51,553
収益合計	598,202.08	51,553
<b>費用</b>		
投資運用報酬(注6)	(56,897.77)	(4,903)
販売報酬(注10)	(16,339.34)	(1,408)
代行協会員報酬(注11)	(3,267.86)	(282)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬(注8)	(2,714.65)	(234)
副保管報酬(注8)	(6,217.58)	(536)
副管理報酬(注9)	(556.50)	(48)
専門家報酬	(135,718.07)	(11,696)
受託報酬(注7)	(13,040.52)	(1,124)
CIMA関連年次費用	(7,117.67)	(613)
先物手数料	(997.82)	(86)
費用合計	(242,867.78)	(20,930)
<b>投資純利益</b>	355,334.30	30,623
<b>投資および外貨取引にかかる実現(損)益 および未実現(損)益の変動</b>		
投資にかかる実現純利益(注2)	70,764.70	6,099
外貨為替にかかる実現純損失(注2)	(562.47)	(48)
先物契約にかかる実現純利益(注2)	1,873.29	161
投資にかかる未実現損失の純変動	(333,228.95)	(28,718)
為替予約契約にかかる未実現損失の純変動(注2)	(2.63)	(0)
先物契約にかかる未実現損失の純変動(注2)	(75,027.94)	(6,466)
その他の資産および負債の為替換算にかかる 未実現利益の純変動(注2)	349.81	30
<b>投資および外貨取引にかかる実現純(損)益 および未実現(損)益の純変動</b>	(335,834.19)	(28,942)
<b>運用による純資産の増加</b>	19,500.11	1,681

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

**UBS 豪ドル・ボンド・インカム**  
**運用および純資産変動計算書（つづき）**  
 2017年2月28日終了年度  
 （豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
<b>資本取引（注4）</b>		
クラスA受益証券の発行（580口）	5,742.00	495
クラスA受益証券の買戻し（78,090口）	(792,263.79)	(68,277)
クラスT受益証券の買戻し（215,000口）	(2,534,810.00)	(218,450)
クラスA受益証券の分配金（再投資分0口）（注4, 13）	(115,522.44)	(9,956)
<b>資本取引による純資産の減少</b>	(3,436,854.23)	(296,188)
<b>期末現在純資産</b>	11,282,610.44	972,335

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## UBS 豪ドル・ボンド・インカム

### 財務書類に対する注記

2017年2月28日現在

#### 注1. 組織

UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年7月9日付信託証書により設立されたオープン・エンド型免除投資信託である。

2016年5月1日付で、副管理会社は、その名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイからMUFGRルクスマネジメントカンパニーS.A.へ変更し、管理会社、管理事務代行会社および保管会社は、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更した。

2017年2月28日現在、ファンドは以下のクラス受益証券を有していた。

- － クラスA受益証券
- － クラスT受益証券

ファンドの投資目的および投資戦略は、中長期的に安定したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインで構成されるリターンを追求することである。

ファンドは、投資目的を達成するため、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、アセット・バック証券およびモーゲージ証券を含む。）に分散投資を行う。

ファンドは、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。）に投資を行うことができる。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択および通貨配分が含まれ、実際の取引および／またはデリバティブを使用して実行されることがある。ただし、投資運用会社は、デリバティブの取引を行うにあたり、ファンドにレバレッジをかけることができない。

#### 注2. 重要な会計方針の要約

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間中の収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りとは異なることがある。

ファンドは、米国財務会計基準審議会（FASB）会計基準成文化第946号（ASC946）の会計および報告ガイダンスに従っている投資会社とみなされる。

#### 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、当座預金勘定をもって構成されている。

#### 投資の評価

ファンドの資産は、以下のとおり評価される。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価される。

- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (iv) 証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引されている投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- (v) 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。
- (vii) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

## 有価証券取引

投資有価証券は、取引日基準で計上される。先物契約およびオプション契約に係る実現損益は、取引開始時の契約金額と取引終了時または契約期間満了時の評価額との差異を表示するものである。債券に係る実現損益に関しては、平均原価法を使用して算定される。

## 為替換算

受益証券の機能通貨および表示通貨は豪ドルである。

外貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、運用計算書に含まれている。

2017年2月28日現在の為替レートは、以下の通りである。

1 豪ドル = 86.540000 円

## 先物契約の評価

未決済の先物契約は、当該商品の入手可能な最終の時価により期末日現在で評価される。先物契約の実現損益および未実現損益の変動は、運用および純資産変動計算書に開示されている。当初マージンおよび追加マージンはブローカーに保有され、資産負債計算書の「ブローカー保有の当座借越」または「ブローカー保有現金」として開示されている。

## 為替予約契約の評価

為替予約契約は、契約の残存期間に適用される先渡為替レートを参照することにより期末日現在で評価される。未決済の為替予約契約にかかる未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差異として計算される。当該契約にかかる実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に開示されている。

## 税金

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）第81項に準拠して、ファンドの設立後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定をケイマン諸島内閣長官から受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

ファンドは、財務書類に測定され認識される前に、事業体により実施されるまたは実施予定の不確実な法人税の取扱いについての会計処理に関連して充足しなければならない最低の認識基準を規定する法人税等の会計処理に関する当局の指針を遵守する。投資運用会社は、（設立日以降の）税務調整未了の年度全体について、すべての税務管轄地域に関する法人税申告において実施するファンドの税ポジションを分析し、ファンドの財務書類に法人税引当金が要求されないとの結論に至った。投資運用会社は、ファンドに対して未認識のタックスベネフィットまたは税債務の重大な増加または減少が、次の12か月間に起こる可能性があることについては認知していない。

一定の配当収益およびファンドにより実現される一定のキャピタル・ゲイン収益には、発生地課税主義により法人税または源泉税が課されることがある。

## 収益の認識および費用

受取利息（プレミアムおよびディスカウントの償却／増価を含む。）は、実効利回りに基づき毎日発生する。費用は、発生主義で計上される。収益および費用は、クラス固有の費用を除いて、純資産に基づきそれぞれのクラス受益証券に日次で配分される。

## 買戻未払金

ファンドは、ASC 480「負債と資本の区分」に従って買戻未払金を計上している。買戻しは、買戻通知で請求された金額が決定した時点で負債として認識される。受領した買戻通知で豪ドルの金額が決定していない場合は、かかる金額が決定されるまで資本に留保される。

## 近時における会計基準の公表

2015年5月に、FASBは、アップデート第2015-07号「1株当たり純資産価額（またはその同等のもの）で算定する特定の投資に関する開示」（以下「ASU2015-07」という。）を公表した。ASU2015-07は、1株当たり純資産価額による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値ヒエラルキーの中で分類する規定を削除する。ASU2015-07の当該規定は、公開企業体に関しては2015年12月15日以降に開始する会計年度について、その他の発行体に関しては2016年12月15日以降に開始する会計年度について発効する。

当該アップデートは、本ファンドには適用されない。

### 注3. 公正価値測定

A S C 820「公正価値測定」は、公正価値の測定に使用される評価手法に対するインプットに優先順位を付す公正価値ヒエラルキーを設定した。公正価値ヒエラルキーでは、活発な市場における同一資産または負債の調整前の相場価格（レベル1）に最も高い優先順位を付しており、観察不能なインプット（レベル3）に最も低い優先順位を付している。A S C 820に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル1：ファンドが測定日現在で入手可能な、活発な市場における同一資産または負債の調整前の相場価格を反映するインプット。
- ・ レベル2：活発とみなされない市場におけるインプットを含む、資産または負債について直接的または間接的に観察可能な相場価格以外のインプット。
- ・ レベル3：観察不能なインプット。

以下の表は、2017年2月28日現在のファンドの投資の評価額を上記の公正価値ヒエラルキーのレベル別に要約したものである。

	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	2017年2月28日 現在残高 (豪ドル)
<b>資産</b>				
投資	8,978,395.22	1,008,780.00	—	9,987,175.22
先物	25,102.42	—	—	25,102.42
為替予約契約	—	(2.63)	—	(2.63)
<b>資産合計</b>	<b>9,003,497.64</b>	<b>1,008,777.37</b>	<b>—</b>	<b>10,012,275.01</b>

リスク分散については投資有価証券明細表を参照のこと。

### 注4. 資本金

#### 受益証券の発行

受益証券の当初募集価格は、1口当たり10豪ドルである。当初の最低申込口数は500口または販売会社が決定するその他の口数である。

#### 受益証券の買戻し

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻価格は、ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格である。

管理会社は、目論見書に記載されたような状況が発生した場合には、取引を停止することができる。

受益証券は、あるクラスから別のクラスに転換することができる。

#### 受益者への分配

管理会社は、その裁量において、クラスA受益証券に関して、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、2010年10月（または管理会社が決定するその後の月）から毎月18日（18日が営業日でない場合には翌営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配宣言から（宣言された日を含む。）4営業日以内に受益者に支払われる。



## 注5. 未払債務

	豪ドル
監査報酬	31,015.92
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬（注8）	396.57
受託報酬（注7）	2,060.43
販売報酬（注10）	2,424.45
投資運用報酬（注6）	8,110.21
代行協会員報酬（注11）	484.91
副管理報酬（注9）	81.61
その他の報酬	13,539.18
合計	58,113.28

## 注6. 投資運用報酬

クラスA受益証券およびクラスS受益証券に適用される投資運用報酬は、適用あるクラスの純資産総額の年率0.475%である。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

クラスT受益証券について、投資運用報酬は、クラスT受益証券の純資産総額の年率0.415%である。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注7. 受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産総額の年率0.01%（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。前記の報酬に加え、受託会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づきファンドに関するその義務を履行するにあたり負担したすべての立替費用の払戻しを受ける。

## 注8. 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社は、ファンドの純資産総額（クラスT受益証券の純資産額を除く。）の年率0.083%の保管報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。クラスT受益証券について、管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は支払われない。

ファンドは、副保管報酬を課されることがあり、当該費用はファンドが支払う。

## 注9. 副管理報酬

副管理会社は、ファンドの平均純資産額の年率0.017%の報酬を受領する権利を有する。

## 注10. 販売報酬

販売会社は、クラスA受益証券の純資産総額の年率0.50%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 注11. 代行協会員報酬

代行協会員は、クラスA受益証券の純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 注12. 関係当事者

一方当事者が他方当事者を支配する権限を有する場合、または、財務上もしくは運営上の決定を行う際に他方当事者に対して重大な影響力を行使する場合、両当事者は関係当事者とみなされる。

ファンドは、2010年7月9日付の契約により、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドを、ファンドに対して投資運用サービスを提供する投資運用会社に任命した。UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドは、オーストラリアにおいて設立され、オーストラリア証券投資委員会により認可され規制される。当該契約の条件については、注記6を参照のこと。

クラスT受益証券は、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託かつフィーダー・ファンドでもある、毎月分配型の米ドル建てオーストラリア・ボンド・オープンによって保有されている。

### 注13. 財務ハイライト

2017年2月28日終了年度の財務ハイライトは、以下のとおりである。

	UBS 豪ドル・ボンド・インカム	
	クラスA 受益証券 (豪ドル)	クラスT 受益証券 (豪ドル)
期首純資産価格	10.29	11.68
投資純利益(1)	0.22	0.34
実現および未実現純（損）益	(0.28)	(0.32)
運用による（損）益合計	(0.06)	0.02
分配金控除	(0.36)	—
期末純資産価格	9.87	11.70
トータル・リターン	(0.58)%	0.17%
平均純資産に占める割合		
運用費用	2.34%	1.66%
投資純利益	2.18%	2.86%

(1)：期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

### 注14. 金融商品およびリスク

ファンドの投資活動は、金融商品ならびにファンドが投資する市場に関連する様々な種類および程度のリスクにさらされている。

## 金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が低下すれば上昇傾向となり、金利が上昇すれば下落傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きいと金利変動による影響を大きく受ける。

## クレジット・リスク（信用リスク）

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動する。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト（債務不履行）リスク」と言われるものである。デフォルトが予想される局面となった場合には、証券価格は大きく下落する。投資適格債の場合には、デフォルト（債務不履行）に陥る可能性は低くなる。

## 市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落することがある。

## 通貨リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルで表示される。また、ファンドは、原則として為替ヘッジを行わない豪ドル建て資産に投資する。したがって、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場（特に円／豪ドルの相場）の変動の影響を大きく受ける。

## 発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

## 流動性リスク

特定の投資対象の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。

## グローバル投資のリスク

ファンドは、主としてオーストラリア内外の発行体の発行する豪ドル建て公募債券に投資し、場合によっては一部豪ドル以外の通貨建ての公社債（原則として可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを

行う。)に投資することがある。オーストラリア以外の国に住所地を置く発行体の公社債への投資は、オーストラリアに住所地を置く発行体への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する。同様の利益は豪ドル建て以外の公社債への投資からも享受し得る。かかる投資に適用される法律または規制の変更やオーストラリアの発行体には通常適用されない為替制限等の為替監督規制の変更等のその他の要因により、投資は影響を受けることがある。

### 大量の資金流出入

ファンドに大量の買戻し請求があった場合に、ファンドは、買戻資金の手当てをするために保有有価証券を大量に売却することがある。その際に、市況動向や流動性の状況によっては保有証券を実勢の市場価格から乖離した価格で売却を強いられることがあり、その結果ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。

また、一度に大量の申込みがあった場合には、原則として、できる限り迅速に全面的に投資を行うよう努力を尽くすが、市場の流動性の観点において買付代金の投資が完了するまでに時間がかかる可能性がある。

### ベンチマークに関するリスク

ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックスをベンチマークとする。ベンチマークは、オーストラリア債券市場の構成の変化や指数の改廃等によっては将来見直されることがある。また、ベンチマークに対する一定の投資成果を保証するものではない。

### デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがある。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することがファンドの利益となる場合に、これを軽減するためにデリバティブ取引が行われるという保証はない。

### 通貨の非分散リスク

少数の発行体、産業または通貨への集中投資はリスクを高める。ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがある。

### レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。

レバレッジは、ファンドの投資規模を増大するかまたは取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなることがある。これは、レバレッジにより、ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引が「カバー」される限り、当該取引は、レバレッジをかけられているとみなされることはない。

### マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資運用会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

### 異なるクラス間の債務

ファンドは、個別の法主体ではない。内部的な会計の目的上、個別の勘定がクラス毎に設定され、当該クラスに帰属するファンドの資産がかかる勘定に配分され、また特に当該クラスに配分可能なファンドの債務が当該勘定から引き落とされる。あるクラスが倒産または終了する場合（すなわち、当該クラスの資産がその債務の弁済のために不十分である場合）、各クラスについて残存する金額のみならず、ファンドのすべての資産が当該クラスの債務を弁済するために使用される。

あるクラスに帰属する債務がかかるクラスに帰属する資産を上回る場合、他のいずれかのクラスの資産を分離することは不可能である。従って、例えば1つのクラスの勘定について負債が発生し、債権者が当該負債についてファンドに不利な判決を得た場合、ファンドのあらゆる資産は、クラスにかかわらず、当該判決に応じるための引当てとなりうる。受託会社は、現在、そのような既存債務または偶発債務を認知していない。

ファンド内の各クラスは、異なる時期に開始されることがあり、そのため、特定のクラスの開始時に、特定のクラスが関係する資産のプールに係る取引が既に開始されていることがある。ファンドに関する財務情報は随時公表され、また公表された最新の監査済および未監査財務情報は、請求に応じて投資予定者に提供される。

### 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、ファンドに対する規制方法が変更されることがあり、ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな

影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資運用会社は、進展を監視し、ファンドをその投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資者は、ファンドのすべてのまたはほとんどすべての組入証券を失う可能性がある。投資運用会社がファンドの目的を達成する保証はない。

### ハイ・イールドリスク

ファンドがハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資する場合、ファンドは、かかる証券に投資しない場合に比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされることがある。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

### 注15. 先物契約にかかる未実現損益

2017年2月28日現在未決済の先物持高は、以下のとおりである。

銘柄	通貨	満期日	純数量ロング	未実現評価損益 (豪ドル)
オーストラリア国債10年先物	豪ドル	2017年3月17日	17.00	25,149.46
オーストラリア国債3年先物	豪ドル	2017年3月17日	16.00	(47.04)
<b>合計</b>				<b>25,102.42</b>

当期中に、ファンドは、デリバティブ取引の取引量を表示する108本の先物契約を行った。

### 注16. 為替予約契約にかかる未実現損益

2017年2月28日現在未決済の為替予約持高は、以下のとおりである。

取引日	決済日	通貨	購入額	通貨	売却額	未実現 評価損 (豪ドル)	取引相手方
2017年 2月24日	2017年 3月6日	豪ドル	2,470.18	米ドル	1,897.05	(2.63)	三菱UFJインベスター サービス銀行S.A.
<b>合計</b>						<b>(2.63)</b>	

### 注17. 補償

通常の業務課程において、ファンドは、様々な表明および保証を含む契約を締結し、一般的な補償を提供する。ファンドのかかる契約に基づく最大のエクスポージャーは、現在までのところ発生していないものの、ファンドに対して将来行われる可能性のあるクレームに関わるため、予見できない。しかし、投資運用会社は、損失のリスクは低いと予想している。

### 注18. 後発事象

受託会社および管理会社による2017年7月19日付の書面決議に従って、2017年8月25日にファンドを解散することが決定された。

## (3) 投資有価証券明細表等

## UBS 豪ドル・ボンド・インカム

## 投資有価証券明細表

2017年2月28日現在

(豪ドルで表示)

銘柄	通貨	業種	額面	取得原価	時価 (注2, 3)	純資産 比率
<b>債券</b>						
<b>オーストラリア</b>						
ALE DIRECT PROPERTY TRUST 5% 08/20/2020	豪ドル	不動産	500,000	500,165.00	514,760.00	4.56%
AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD FRN 06/20/2022	豪ドル	銀行	5,000	500,000.00	506,749.99	4.49%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2% 12/21/2021	豪ドル	ソブリン債	100,000	99,181.00	99,083.00	0.88%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 06/21/2035	豪ドル	ソブリン債	200,000	192,271.00	184,348.00	1.63%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 04/21/2029	豪ドル	ソブリン債	100,000	104,260.00	103,422.00	0.92%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 04/21/2024	豪ドル	ソブリン債	100,000	101,473.00	101,525.00	0.90%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 04/21/2037	豪ドル	ソブリン債	100,000	105,648.00	104,965.00	0.93%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 04/21/2033	豪ドル	ソブリン債	250,000	239,225.00	292,397.50	2.59%
AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 04/21/2027	豪ドル	ソブリン債	250,000	253,236.25	294,642.50	2.61%
AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY 5.5% 06/07/2018	豪ドル	地方自治体	500,000	543,230.00	522,785.00	4.63%
CROWN GROUP FINANCE LTD 5.75% 07/18/2017	豪ドル	宿泊施設	500,000	516,070.00	505,449.87	4.48%
EXPORT DEVELOPMENT CANADA 2.4% 06/07/2021	豪ドル	ソブリン債	500,000	499,065.00	494,020.00	4.38%
EXPORT FINANCE & INSURANCE CORP 6% 11/12/2020	豪ドル	ソブリン債	500,000	501,715.00	560,155.00	4.96%
NATIONAL WEALTH MANAGEMENT HOLDINGS LTD 5.25% 12/07/2017	豪ドル	保険	500,000	497,615.00	509,720.00	4.52%
NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4% 04/20/2023	豪ドル	地方(州政府)債	300,000	330,468.00	324,321.00	2.87%
QPH FINANCE CO PTY LTD 5.75% 07/29/2020	豪ドル	建築・土木	500,000	499,930.00	537,765.00	4.77%
QUEENSLAND TREASURY CORP 5.75% 07/22/2024	豪ドル	地方(州政府)債	400,000	456,768.00	477,140.00	4.23%
QUEENSLAND TREASURY CORP 4.75% 07/21/2025	豪ドル	地方(州政府)債	450,000	514,950.95	508,441.50	4.51%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

**UBS 豪ドル・ボンド・インカム**  
**投資有価証券明細表（つづき）**  
**2017年2月28日現在**  
 （豪ドルで表示）

銘柄	通貨	業種	額面	取得原価	時価 (注2, 3)	純資産 比率
<b>債券（つづき）</b>						
<b>オーストラリア（つづき）</b>						
SUNCORP-METWAY LTD 4% 11/09/2017	豪ドル	銀行	500,000	497,315.00	506,140.00	4.49%
TREASURY CORP OF VICTORIA 5.50% 12/17/2024	豪ドル	地方（州政府）債	200,000	222,312.00	238,294.00	2.11%
UNITED ENERGY DISTRIBUTION PTY LTD 6.25% 04/11/2017	豪ドル	電力	500,000	509,400.00	502,045.86	4.45%
WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP 6% 10/16/2023	豪ドル	地方（州政府）債	400,000	437,280.00	476,800.00	4.23%
WESTPAC BANKING CORP 7.25% 02/11/2020	豪ドル	銀行	500,000	573,280.00	562,125.00	4.99%
				8,694,858.20	8,927,095.22	79.13%
<b>ドイツ</b>						
LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK 5.5% 03/09/2020	豪ドル	銀行	500,000	529,990.00	544,259.99	4.82%
				529,990.00	544,259.99	4.82%
<b>アメリカ合衆国</b>						
METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I 4.5% 04/16/2019	豪ドル	保険	500,000	499,169.60	515,820.01	4.57%
				499,169.60	515,820.01	4.57%
<b>投資有価証券合計</b>				9,724,017.80	9,987,175.22	88.52%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。



#### IV. お知らせ

ファンドの運用資産残高が減少したことに伴い、ファンドが行う債券投資から得ることができるインカム収入に比べて運営維持に係る費用が相対的に高くなり、今後受益者の皆さまに適切なリターンを提供することが困難になったため、管理会社は、受託会社との協議の上、2017年8月25日をもって本ファンドを早期償還いたしました。